

新型コロナウイルス感染症拡大防止のために行う取組みに要した費用等 の一部を市が助成する補助金の対象期間及び申請受付期間の延長

新型コロナウイルス第3波が発生し、市内中小企業・個人事業主が感染症予防対策に多く取り組むことで、安心して事業所等を利用・来訪していただけるよう、取組みに要した費用等の一部を市が助成する補助金の対象期間及び申請受付期間を延長します。

■事業名 事業所等における新型コロナウイルス感染症対策事業
(新型コロナウイルス対策補助金)

■申請受付期間 令和3年2月26日(金) ※郵送の場合、当日消印有効
(延長前：令和3年1月29日)

■申請受付窓口 中津川市商業振興課
(郵送先) 住所 〒508-0032 中津川市栄町1-1 にぎわいプラザ4階
電話 0573-66-1111 内線 4266・4267

■事業の概要

○補助対象となる経費 令和2年4月1日から令和3年1月31日までに調達したもの
(延長前：令和2年12月31日まで)

- ・換気設備の新設・増設・交換、飛沫防止のための各種対策工事
- ・マスク、消毒液等の消耗品
- ・空気清浄機、非接触型体温計等の備品

○補助額 補助対象となる経費の3/4を補助

- ・換気設備の新設など工事等を伴うものは、上限10万円
- ・消毒液などの消耗品及び空気清浄機などの備品は、上限5万円
- ・申請は1店舗(事業所)につき1回限り
- ・市内に複数の店舗がある場合は、店舗ごとに申請可
- ・旅客自動車運送業者には、バスまたはタクシーの保有台数に応じて上限加算あり
- ・宿泊業者には、宿泊用客室数に応じて上限加算あり

○申請書配布窓口

市役所商業振興課(にぎわいプラザ4階)、各総合事務所、各地域事務所

お問い合わせ先

商工観光部 商業振興課 担当者：土屋 敦
電話：0573-66-1111(内線4266)